

民主党議員立法

「ダイオキシソ類に係る健康被害の救済に関する法律案（仮称）」骨子（案）

2006年4月20日

第一 目的

この法律は、ダイオキシソ類に係る健康被害の特殊性にかんがみ、食品を介したダイオキシソ類に係る健康被害を受けた者に対する医療費及び健康管理手当の支給の措置等を講ずるとともに、ダイオキシソ類に係る健康被害に関する調査研究を推進することにより、ダイオキシソ類に係る健康被害の救済を図ることを目的とすること。

第二 認定

厚生労働大臣は、日本国内において、食品を介したダイオキシソ類（ダイオキシソ類対策特別措置法第二条第一項に規定する「ダイオキシソ類」をいう。以下同じ。）に係る健康被害が相当数生じた場合において、当該健康被害を受けた者について、政令で定めるところにより、その者の申請に基づき、その旨の認定を行うものとする。

第三 ダイオキシソ類健康被害手帳

厚生労働大臣は、第二の認定を行ったときは、当該認定を受けた者に対し、ダイオキシソ類健康被害手帳を交付するものとする。

第四 医療費の支給

- 一 厚生労働大臣は、第二の認定を受けた者が、ダイオキシソ類健康被害手帳を提示して医療を受けたときは、その者に対し、医療費を支給するものとする。ただし、ダイオキシソ類に起因するものではないことが明らかである傷害又は疾病について医療を受けた場合については、この限りでないものとする。
- 二 一により支給する医療費の額は、当該医療に要する費用の額から、当該認定に係る健康被害につき、健康保険法その他の政令で定める法律の規定により第二の認定を受けた者が受け、又は受けることができた医療に関する給付の額を控除して得た額とする。

第五 健康管理手当の支給

- 一 都道府県知事は、第二の認定を受けた者に対し、政令で定める額の健康

管理手当を支給するものとする。

二 健康管理手当については、所得制限を設けるものとする。

第六 特別遺族給付金の支給

都道府県知事は、日本国内において、食品を介したダイオキシン類に係る健康被害を受け、この法律の施行の日前に死亡した者の遺族に対し、その請求に基づき、政令で定める額の特別遺族給付金を支給するものとする。

第七 支給制限

一 厚生労働大臣等は、第二の認定を受けた者が当該認定に係る健康被害に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち医療費及び健康管理手当（以下「医療費等」という。）の支給に相当する給付があると認められるときは、医療費等の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費等の額に相当する金額を返還させることができるものとする。

二 特別遺族給付金の支給についても、一と同様とする。

第八 不正利得の徴収

厚生労働大臣等は、偽りその他不正の手段により医療費等又は特別遺族給付金の支給を受けた者がいるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収するものとする。

第九 受給権の保護等

一 医療費等又は特別遺族給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。

二 租税その他の公課は、医療費等又は特別遺族給付金として受けた金額を標準として、課することができないものとする。

第十 費用負担

一 都道府県は、次に掲げる費用を支弁するものとする。

1 健康管理手当及び特別遺族給付金の支給に要する費用

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県が行う事務の処理に要する費用

二 国は、政令で定めるところにより、一により都道府県が支弁する費用を当該都道府県に交付するものとする。

第十一 調査及び研究の推進等

- 一 国は、治療方法の確立のための調査研究その他のダイオキシン類に係る健康被害に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。
- 二 国は、一の調査研究の推進のための体制の整備に必要な施策を行うものとする。

第十二 調査研究協力費の支給

- 一 厚生労働大臣が指定する調査研究機関において行われる第十一の一の調査研究に協力した者に対し、厚生労働大臣の定めるところにより、調査研究協力費を支給するものとする。
- 二 国は、予算の範囲内において、一の調査研究機関に対し、調査研究協力費の支給に要する費用を交付するものとする。

第十三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 二 その他所要の規定の整備をするものとする。

以上